

## 会 議 録

会議の名称	第2回(仮称)那珂川市子どもの権利条例策定審議会		
開催日時	令和元年2月19日(水) 19:00~21:00	開催場所	ふれあいこども館
出席者	<p>1. 委員 大西会長、小森副会長、大谷委員、柴山委員、手嶋委員、白水委員 井中委員、明星委員、重野委員、西田委員、八代委員 (欠席者) 無し</p> <p>2. 執行機関(事務局) 中村健康福祉部長 こども応援課 春崎課長、渡邊こども応援担当係長 石井主事</p> <p>3. その他 (株)よかネット(コンサルタント) 2名</p>		
配布資料	<p>資料1 イキイキなかがわっ子市民ワークショップの結果(概要版)</p> <p>資料2 イキイキなかがわっ子市民ワークショップの結果</p> <p>資料3 「こんな、那珂川市になったらいいな」の意見結果</p> <p>資料4 (仮称)那珂川市子どもの権利条例に盛り込む内容</p>		
公開区分	<p><span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">開示</span> ・ 一部開示 ・ 非開示 (理由: 情報公開条例第9条第 号に該当)</p>		

## 議題及び審議の内容

### 1. 開会

### 2. 議題

#### (1) イキイキなかがわっ子市民ワークショップの結果

会 長：参加した委員の皆様から、ワークショップの感想や質問はないか。

委 員：子どもワークショップと第1回大人ワークショップに参加した。子どもワークショップでは、初対面の子どもたち同士で雰囲気は堅いと感じたが、司会の方に上手にリードしてもらえた。子どもたちは率直に意見が出ていた。特に子どもの発言で感動したのが、「近所の人と交流できたらいいな」との発言があり、地域の自治会の人間として、子どもと関わるうえで指針が1つできた。大人ワークショップでは、参加者が子育て世代から最高齢が89歳の高齢者まで、様々な意見が出ていた。

副会長：各ワークショップ第1回に参加した。ワークショップの雰囲気は静かだと感じたが、活発に意見が出ていて驚いた。パブリックコメントをするだけではもったいないので、条例制定後に公聴会等の意見の聞く場があると良い。

委 員：大人ワークショップに一度参加した。子育て世代から高齢者までいらっしやった。参加者は子どもに対する真剣な思いや、子どもに願うこと等、意見が多く出ていた。審議会に委員として関わっているので、精一杯取り組まないといけないと感じた。

委 員：第2回子どもワークショップ、第2回大人ワークショップに参加した。第2回子どもワークショップでは、高校生がリーダーシップを取っていたのが印象に残った。第2回大人ワークショップでは、子ども関連のイベント等で、見かけたことが無い人も来ていて新鮮であった。様々な意見が出ていたが、それだけできていない部分もあると危惧した。

事務局：子どもワークショップで、子どもの権利に関するテーマを普段話す機会が無かったので、楽しかったとの意見を頂き、ワークショップを開いて良かった。

委 員：89歳の参加者の方が、自分の意見を話せる、聞いてくれる場がすごく楽しかった。もっといろんな人が参加すれば良いのにと語っていた。

事務局：皆さんに声掛けして頂いたお陰でたくさん集まったので、良い意見が出た。

委 員：第2回子どもワークショップでは、1回目に参加していない子どもが多く参加していたが意見のつながりが見えてよかった。高校生の存在や進行が良かった。

会 長：活発な議論が行われたのだと感じた。ワークショップについて、意見や質問等はあるか。

委 員：感想になるが、ワークショップは素晴らしい取り組みである。子どもたちの願いが良い形で出ていた。今後、政策が決まっていく過程で、パブリックコメント等の子どもや市民の意見が出せる場があれば良い。子ど

も達が自ら話し合った意見が、どのように市の方針になるのかをフィードバックすることは重要である。

委員：他の会議があり参加できなかったが、那珂川市は希望があると感じた。これから那珂川市を担う子ども達に期待している。多くの子どもや大人が参加し、沢山の意見が出たことは、新しい那珂川市の出発点である。一つ残念なのは、事前に「イキイキなかがわっ子市民ワークショップの結果」資料を送って頂きたかった。

会長：膨大な資料である。

委員：資料はよくまとまっている。

委員：子どもワークショップの際に、「こんな〇〇だったらいいな」ができるようになるために、どうしたら良いかを考える時間はなかったのか。

事業者：第2回子どもワークショップで話し合った。ハードルは高いと思ったが、自分ならどうするか、相手にどうしてほしいかを書いてもらった。書いてもらうことが重要になる。また、パブリックコメントで子どもにフィードバックする機会を模索しても良いのではないか。

会長：那珂川市子どもの権利条例のパブリックコメントを出すときは、ワークショップに参加した子どもも参加できれば良い。

委員：ワークショップをするにあたって、子どもの権利条例に関する説明をしたのか。

事務局：子どもの権利条約を踏まえつつ、子どもの権利条例の説明をした。

事務局：資料1の内容を4月号の広報で掲載する。市民にも知って頂きたい。

委員：みんなで子どもの権利条例を策定したということが大事である。

委員：広報紙は子どもたちが見る機会は少ないと思うので、小中学校に配布してはどうか。

事務局：検討する。

会長：子ども達が、子どもの権利条例を策定するプロセスを知ることは重要である。学校等で子どもたちに情報が届くことができれば良い。

## (2)(仮称)那珂川市子どもの権利条例に盛り込む内容の検討

会長：前文について委員の皆様から質問、提案はないか。

委員：大人への願いについて、子どもを教え導くとあるが、大人が良いと思うことを、子どもが望んでいないこともあるので、子どもの気持ちを受け止め、意見をきちんと聞く場を設けることが重要である。

副会長：意見を出したいが、いきなり資料をもらったので分からない。今日意見を出すのが難しいので時間を頂けないか。後日、紙に書いて提出したい。

委員：文言や言い回し等の修正であればできるが、内容については難しい。周囲への願いは、曖昧である。地域への願いにすべき。子ども、大人、地域、市になるが、これをすべて前文に入れてしまうのかが気になる。文言については学校という表現を使うかどうか検討の余地がある。

委員：子どもに係る施設が良い。

委員：文章の長い前文は、前文としての役割を果たすのか、また各条文と内容が被るのではないかといった懸念がある。

委員：第1回審議会で使用した資料6に子どもの権利条例の素案が掲載されているが、この内容が盛り込まれるのか。

副会長：資料6は、あくまで参考として提案している。

委員：素案は市民案として思いを載せている。

委員：学校の役割で、生きる力を育むとあるが、どこまで内容を落とし込むのか。学力をつける等も、広義では生きる力につながる。

副会長：条例文になるので基本的な部分を載せる。

委員：前文は条例全体の性格を示すものになる。

副会長：前文の項目は、条文に関する内容が含まれている。学校ではなく、教育現場等が良い。前文は子どもの権利条例が、なぜ必要か、取り組みたい思いを載せれば良い。

委員：前文では、なぜ子どもの権利条例が必要かを訴えることが重要である。

委員：社会情勢と合わせて、子どもの権利条例が那珂川市で、なぜ必要か説明できれば良い。

副会長：国際連合の児童の権利に関する条約を日本政府は何故批准したのか、その理念に基づいた内容を前文に載せればよい。

委員：前文は具体的で長すぎる。

会長：まとめると、前文は策定にあたった経緯や、なぜ子どもの権利条例が必要かを盛り込めば良い。また、前文に記載されている各項目については、どの条文に反映するかなど、その都度意見を頂きたい。

事務局：事前に資料を配布できず、申し訳ない。次回は早めに配布する。

委員：審議会の回数は決まっているのか。増やすことはできないか。

事務局：現状の予定では、今回を含めて4回を予定している。審議会の内容次第で、時間が足りない場合は増やすことも考えないといけない。

委員：過去に、費用弁償無しで追加の審議会を行ったことがある。

会長：今日は条例の内容について一通り意見を出して頂きたい。

委員：子どもの権利条例策定後の将来的な構想は何か考えているのか。救済委員会やアドボカシー、子どもの権利擁護機関等あるが、そこが分かればスムーズに進行ができる。

事務局：救済制度を作る予定はないが、話し合いの中で救済機関が必要だという意見が出た場合、今後設置もあり得る。現状は予定していない。

委員：ワークショップで出た意見は、幸せな内容が多いと感じたが、現実子どもが苦しんでいる問題が沢山ある。問題については現場レベルで解決できること、行政の機関として対応しなければいけないことがある。その仕組みを作る際の基本的な考え方が条例になる。

副会長：ワークショップに参加できる子どもたちは幸せな状況であると思う。ワークショップに参加できなかった子どもたちの方が悩みを抱えている子どもが多い。

- 委員：お友達や先生、家庭に対して、苦しい思いをしている子どももいる。
- 副会長：貧困問題などの社会的問題も那珂川市内には存在すると思うので、権利救済は必要である。
- 事務局：子どもが悩みやトラブルを相談する場所や対応にあたる人を確保することは大事である。その取り組みを市で一から行うのか、既に実施している法務局などの機関や人を整備すべきか、悩んでいる。
- 委員：行政は、子どもの権利条例策定後に子どもが相談しやすい場所を整備したいといった思いはあるのか。
- 事務局：思いはある。
- 委員：なぜ、子どもの権利条例を策定するのが重要となる。子どもの権利を市は保障しますということを市民の方に分かってもらえば良い。子どもワークショップはすごく良い、進め方も素晴らしいと感じた。今回参加していないが、市内では深い悩みを持つ子どももいる。那珂川市子どもの権利条例では、子どもの権利に対する想いや姿勢が伝わればよい。そのためにも、前文は重要だと考えており、子どもの権利に対する強い決意となるような前文であれば良い。
- 事務局：市で救済制度を整えた際、子どもの相談から救済までスムーズに流れると思うが、法務局で実施している子どもの人権100番について、人権擁護委員をされている委員に実態等、情報があれば教えてほしい。
- 委員：小中学校に毎年子どもの人権SOSミニレターと言って親や先生に言えないことなどを把握するために、便箋兼封筒を配布している。そこで事件性や緊急性を伴うと判断したものについては、法務局と連携して救済にあたっている。
- 委員：筑紫地区では年間約100通、子どもの人権SOSミニレターが届いているが那珂川市からは無かった。緊急を要する内容が書かれていた場合は、学校に連絡している。子どもの人権SOSミニレターは直接子どもたちに渡しているの、みんな知っている。また、中学生では子どもの人権作文コンテストが開催している。
- 委員：子どもの人権作文では、緊急性や問題性の高い作文も送られてくる。その場合は学校等に連絡している。子どもの人権作文やSOSミニレターは書くという行為が発生するので、確認までの期間が長いといったデメリットも存在する。
- 委員：何かあれば書いてほしいと声掛けしているが、なかなか集まらない。子どもの思いや悩みを聞く手法として、相談できる場づくりや手紙などのグッズを用意する方法が考えられる。
- 委員：福岡でも同じような取り組みをしているが、子どもたち自身が子どもの人権について知らないことが大きな問題である。自分に権利があるということを、子ども、保護者ともに知ってもらうための広報や啓発活動が重要である。現状では、権利という言葉自体が伝わらないことが多い。
- 委員：那珂川市内の小学校で、1年ごとに1校ずつ、人権擁護委員が人権の花

運動や人権教室を行っている。ただし那珂川市内に小学校は7校あるため、一周するのに7年かかり、一度も人権に関する活動と関わっていない子どももいる。

会 長：まとめると、前文では決意表明や那珂川市の姿勢を述べ、短い文章にすることを心掛ける必要がある。

会 長：総則について、目的、定義、基本理念とあるが意見等あるか。

委 員：子どもの権利の中で、育つ権利や守られる権利等、子どもに関する項目があるので、子ども、家庭、市民、学校等の役割にある「子どもが大切にすること」は子どもの権利の項目に含まれるのでは。家庭や市民、学校が子どもの権利を保障していくことが重要である。文言については、市民の役割ではなく地域の役割に、学校ではなく子どもを取り巻く施設に変更する。

委 員：子どもが大切にすることは、大人の指図につながる可能性がある。

事務局：守りましょう、といった文言を想定している。

委 員：子どもの権利条例は子どもが権利を知ることができる点も大切だが、子どもを守る大人のための条例でもあると考えている。

事務局：子どもが相手のことを思いやることは重要ではないか。

委 員：相手の人権も守るということは、一番重要である。

委 員：権利の対義語は義務といわれることがあるが、権利の対義語は責任である。権利に対義語が義務でないことを大人は認識しないといけない。

委 員：子どもの権利条約の主語は締約国になる、子どもの権利条例では那珂川市になる。条例の主語をはっきりさせることは重要ではないか。

委 員：子どもが大切にすることではなく、子どもの大切な権利や人間として大切な子どもの権利等に変更する必要がある。子どもが大切にすることでは、子どもがしないといけないことのように感じる。

委 員：子どもたちの人権を守ることが大人の役割になる。子どもには権利がある、意見を表明できる場があるということを大人が示さないといけない。DVの現場などでは、自分だけが我慢すればよい、自分が悪いと捉えてしまう子ども達が沢山いる。DVを受けた子どもは、捌け口として、いじめや言われた言葉を人に言ってしまうといった負の連鎖が起こっている。そのような状況を防ぐために大人が子どもたちを見守っていることが分かる条例になれば良い。

委 員：子どもの権利条約では、子ども達が成長することを保障しますとの一文がある。子どもの権利条例でも、その精神を受け継ぐ必要がある。

副会長：「子どもにとって」が重要である。子どもにとって自分らしく生きる、育つ、学ぶことは重要であり、子どもの権利条例では、保障しますということが分かれば良い。

事務局：ワークショップで子どもに大切にしてほしいことがあったが、大切にしてほしいことを叶えるために、子どもがしなければならぬことを設け

ることは必要なのではないか。

委員：設ける必要はない。

委員：宗像市子ども基本条例では、第8条で「子どもは、自分の権利が尊重されるのと同様に、他の者の権利を尊重するよう努めなければならない」とあるが、条文の中で浮いているように感じた。

副会長：その条文は大事であるため、市民提案にも入れた。条例の中で、子どもが実践することは、その部分だけで良い。

会長：権利と責任という話もあったが、相手がいるということを知らせるとの意味も込めて、その条文は必要である。ただ、その条文を誇張する必要はない。

事務局：家庭の役割、市民の役割、子どもに関する施設という言葉を入れているが、事業所等の市内企業に関する項目は必要か。

委員：市民の役割の中で項目を立てればよい。

会長：宗像市では子どもに係る機関として、項目立てをしている。

会長：学校については、子どもを取り巻く施設でまとめればよい。

副会長：子どもを取り巻く施設にすれば、学校やふれあいこども館等、子ども達が集まる場所も含まれる。

委員：生きる力を育むとあるが、必要ない。

委員：障がいを持つ子どももいるので、生きる力を育むのではなく、どんな子どもも排除しない社会にすれば良い。これは学習指導要領にも記載されている。

会長：子どもの権利について、項目は一つだけなのか。

事務局：今後は安心して生きる権利や自分らしく生きる権利など、他都市の事例を参考にしつつ項目を追加する。

委員：第1回審議会の資料6で、条文は第1号のみ記載となっているが、その理由を教えて欲しい。

事務局：資料のスペースの都合上、省略した。

副会長：救済に関する項目を追加してほしい。

事務局：啓発も追加する。救済については救済機関として相談できる場所があるということを追加する。

委員：市民提案で、救済委員は、救済が本当に良かったのか客観的に評価するために必要だと考えていた。弁護士や子どもに関係する専門家、大谷先生等に入って頂くような委員会を想定している。

委員：子どもの権利条例では、子どもの権利を保障する必要がある。そのために救済制度は必要である。

委員：問題が起こった時に、相談等、話を聞くだけではなく、すぐに救済へ向けて動けるような体制をとる必要がある。

事務局：那珂川市に相談があり、調査の必要がある問題が発生した際は法務局にお願いできるか。

委員：人権侵害などであれば動く。

委員：那珂川市が新たに救済機関を設置するのは時間もかかり大変なので、事務局等と連携する仕組みができれば良い。

副会長：宗像市では、子ども基本条例の策定以降、子どもがいつでも相談できる場所がある。新しく何かを作ることも大事であるが、既存の制度を充実しなくてはいけない。

事務局：こども館は、子どもが相談できる場として期待される。

委員：LGBTの悩みを抱えている子ども達もいるかもしれない。相談しやすい環境を作ることは大事である。

委員：宗像市の子どもたちは救済機関を知っている子どもが多く、子ども基本条例の認知度は9割となっている。高い認知度の要因として、宗像市の職員が学校等で啓発活動を行っていることが挙げられる。困った時に相談できる場があることを知っているだけでも、子ども達の力になる。

委員：精神障がいや学習障がいを持つ子どもでも排除されないで社会となつてほしい。学校が排除すれば、子どもの行く場所が失われ、そのことを親が攻め悪循環に陥ってしまう。

事務局：子育て家庭への支援の内容は、条例の性格によって大きく変わる。ずっと住みたい那珂川ネット21の提案では権利条例としての提案であるが、宗像市は子育て支援まで入っている。那珂川市では、どのような条例にするか決める必要がある。

委員：子育て家庭への支援は施策に入るので、ニュアンスが違う。いじめや虐待、体罰の禁止の項目は大事であるが、子どもの権利や家庭の保障の項目に入るのではないか。

会長：宗像子ども基本条例では子育て支援という形で明記されている。

事務局：子育て支援は表向きには出さない。

委員：子ども参画はやさしいまちづくりの視点で大事である。子どもに関係する方針を定める際に「子どもの意見を必ず聞く」の文言がよく盛り込まれている。

委員：今日の意見を整理したものをメール等で送ってもらいたい。

事務局：お送りする。

### 3. その他

次回の日程は4月23日（木）